

低入札価格取扱実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、大和町低入札価格取扱要綱（以下「要綱」という。）に基づく調査基準価格の算定及び調査基準価格を下回る価格による入札があった場合の措置について定めるものとする。

(調査基準価格の算定)

第2条 建設工事の調査基準価格は、別表第1(1)に掲げる種類ごとに、予定価格の算出の基礎となった同表1から4までに掲げる額（当該額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）の合計額（当該額に千円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）とする。ただし、その額が同表5に掲げる額を超える場合にあっては、同表5に掲げる額（当該額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とし、同表6に掲げる額に満たない場合にあっては、同表6に掲げる額（当該額に千円未満の端数があるときは、これを切り上げる。）とする。

2 建設工事関連業務の調査基準価格は、別表第1(2)に掲げる種類ごとに、予定価格の算出の基礎となった同表1から4までに掲げる額（当該額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）の合計額（当該額に千円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）とする。ただし、その額が同表5に掲げる額を超える場合にあっては、同表5に掲げる額（当該額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とし、同表6に掲げる額に満たない場合にあっては、同表6に掲げる額（当該額に千円未満の端数があるときは、これを切り上げる。）とする。

(調査基準価格を下回る価格による入札があった場合の措置)

第3条 入札執行者は、最低入札価格が調査基準価格を下回る価格であった場合には、当該入札に参加したすべての入札者に対して「保留」と宣言し、「地方自治法施行令第167条の10第1項の規定により、落札者は後日決定する。」旨を告げて入札を終了する。

(低入札価格調査の実施)

第4条 要綱第3条の規定により入札執行者が行う調査は、最低入札価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるかどうかを具体的に判断するため、次に掲げる事項について、当該最低価格入札者から事情聴取をし、当該契約に係る積算担当者及び関係機関への照会その他の方法により行うものとする。

- (1) その価格により入札した理由
- (2) 当該工事等を行うに当たって、当該最低価格入札者が予定している労務、資材等の数量及びそれらの調達等に関する事項並びにその適否
- (3) 特別な理由により市場価格より低い価格で労務、資材等の調達ができるとの主張がある場合におけるその適否
- (4) 当該入札者の経営状況

(5) その他の必要な事項

- 2 入札執行者は前条に掲げる調査のため、最低価格入札者へ関係書類の提出を求めることができるものとする。
- 3 入札執行者は、最低価格入札者について低入札価格調査表を作成し、大和町低入札価格調査委員会へ提出し、審議を受けるものとする。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年7月1日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、令和8年10月1日から施行する。
- 2 業務委託契約に係る低入札価格調査要綱実施要領（平成16年3月1日施行）は廃止する。

別表第1(第2条関係)

(1) 建設工事

種類	1	2	3	4	5	6
建築工事	直接工事 費×0.9× 0.97	共通仮設 費×0.9	(直接工事 費×0.1+ 現場管理 費)×0.9	一般管理 費×0.68	予定価格 ×0.92	予定価格 ×0.75
その他の 工事	直接工事 費×0.97	共通仮設 費×0.9	現場管理 費×0.9	一般管理 費×0.68	予定価格 ×0.92	予定価格 ×0.75

(2) 建設工事関連業務

種類	1	2	3	4	5	6
測量業務	直接測量 費の額	測量調査 費の額	諸経費× 0.48	—	予定価格 ×0.82	予定価格 ×0.6
建築関係 建設コン サルタン ト業務	直接人件 費の額	特別経費 の額	技術料等 経費×0.6	諸経費× 0.6	予定価格 ×0.8	予定価格 ×0.6
土木関係 建設コン サルタン ト業務	直接人件 費の額	直接経費 の額	その他原 価×0.9	一般管理 費等× 0.48	予定価格 ×0.8	予定価格 ×0.6
地質調査 業務	直接調査 費の額	間接調査 費×0.9	解析等調 査業務費 ×0.8	諸経費× 0.48	予定価格 ×0.85	予定価格 ×2/3
補償関係 コンサル タント業 務	直接人件 費の額	直接経費 の額	その他原 価×0.9	一般管理 費等× 0.45	予定価格 ×0.8	予定価格 ×0.6

建設工事低入札価格調査表

調 査 者 氏 名	
〃	
事情聴取会社名	
事情聴取者氏名	
〃	
聴 き 取 り 月 日	年 月 日 () 時 分～ 時 分
場 所	

①積算内容	項目に脱落はないか		
	著しく価格に差異がないか		
	積算に誤りはないか		
	諸経費に必要な項目を計上しているか		
	その他必要な事項について計上されているか		
②著しく安くできる根拠			
③経営状況	決算書の分析		
	資本金	千円	千円
	売上高	千円	千円
	自己資本金	千円	千円
④配置予定技術者	氏名 (入札参加資格申請書とチェック)		

	資格	
	配置の可能性	
	技術者一覧表	
⑤現在の手持ち 工事の状況	件数・状況	
⑥過去に完了し た工事	履行どおりの契約かどうか	
⑦労務者の手配 先	手配先・労務単価	
⑧取引銀行	銀行名	
⑨その他		
所見：		

建設工事関連業務低入札価格調査表

1 調査概要

業 務 名		調 査 年 月 日	
入 札 業 者 名		入 札 年 月 日	
事情聴取会社名			
事情聴取者氏名			
予 定 価 格		調査基準価格	
		入札価格	

2 調査結果

調 査 項 目	調 査 結 果
①業務を実施するに当たり当該低価格入札者が計画している技術者等の人員配置その他の当該業務の実施体制	
②当該低価格入札者が、労務等の提供について市場価格以下の価格による提供が可能である旨の主張をしている場合にあっては、その理由	
③当該低価格入札者が現在実施している業務のその実施状況	
④当該低価格入札者が価格の算定に当たり、技術計算等について外注している場合にあっては、その外注内容	
⑤当該低価格入札者が以前受託した業務委託における実施状況	

⑥当該低価格入札者の経営 状況等	
⑦労働社会保険諸法令の遵 守状況	
⑧その他価格の算定の調査 に関し必要と認められる 事項	

3 対応方針

①入札執行者の意見	
-----------	--